

第 11 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議要旨

日時：令和 2 年 4 月 23 日（木）

午後 4 時 00 分～午後 4 時 20 分

場所：消防防災センター 大会議室

【議事】

1. 宮城県における緊急事態措置等について

- ・ 県内全域を対象とし、令和 2 年 4 月 25 日から 5 月 6 日まで、新型コロナウイルス感染症まん延防止に向け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請等を行う。
- ・ 特措法に当てはまらない施設についても、停止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼する。
- ・ 保育所や放課後児童クラブへの休業要請は行わないが、家庭での保育が可能な方は、できる限り利用を控えるよう呼びかける。
- ・ (仮称) 宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金については、県の要請や協力依頼に応じて、対象期間に施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小の事業者に対して、県と市町村から協力金を支給するもの。

2. 特に共有すべき事項について

- ・ 区長への感染症対策に係る市の取組状況について、4 月 30 日の区長配布にてお知らせする。その際、感染防止のため区長配布時に使用するマスクを、区長に配布する。併せて、各種支援のしおり（第 3 回目）についても配布する。各種支援のしおりについては、各総合支所へも市民への配布用として 50 枚ずつ配置する。
- ・ 監査 「3つの密」の状況を避けるため、監査の時間を短縮したい。また、監査の内容によっては、担当課の職員の出席を求めずに行うような対応も検討する。
- ・ 道の駅米山 感染症拡大防止のため、4 月 29 日から 5 月 6 日まで休業。